

答申第1号「令和8年度 新規補助金の交付について」の
配架について

国分寺市では、「国分寺市補助金等審査会条例」により設置している国分寺市補助金等審査会（以下「審査会」という。）において、市長の諮問に応じて新たに支出しようとする補助金等の審査を受け、答申をいただいています。

令和8年4月27日付け諮問第1号により諮問しました新規補助金について、審査会で慎重な審査が行われた結果、別紙のとおり答申をいただきました。

記

添付資料

- 国分寺市補助金等交付基準
- 令和8年度新規補助金の交付について（答申）

国分寺市補助金等交付基準

(効果からみた基準)

- 補助事業は市民に対する福祉・教育の充実、文化・産業の振興等に役立ち
公益性があること。
- 一部の市民や団体に偏ることなく社会・経済状況、必要性に合致している
こと。
- 国・都等の制度に関連する補助金、施設整備等に関する補助金等は市の施
策に合致しており市の役割分担が明白であること。
- 事業は受給団体自らが行うものであり、補助金は当該事業の支援を目的と
すること。

(団体等に関する基準)

- 収入に対して補助金額が妥当であること。
- 決算における繰越金が補助しようとする額から判断し妥当であること。
- 適切な会計処理が行われ、交付補助金の充当事業とその金額が明記されて
いること。
- 交付申請等が市が定めたとおりになっていること。
- 市が行う事務と、補助金団体等で行う事務を明確にすること。
- 個人情報については、個人情報の保護に関する法律を遵守し適切に取り扱
うこと。

(期限からみた基準)

- 補助事業については交付期間を3年以内とし、必要に応じて中間審査を行
うこと。ただし、引き続き補助金が必要な場合は再度、補助金審査会の審
査を受けること。
- 補助団体の自立、補助事業の目的が達成された場合は3年を経過していな
くても補助金を打切ること。

この基準は平成17年12月1日から施行し、18年度予算より適用する。

答申第1号

令和8年5月21日

国分寺市長

丸 山 哲 平 様

国分寺市補助金等審査会

会長 大 橋 忠 弘

令和8年度新規補助金の交付について（答申）

令和8年4月27日付け諮問第1号により諮問のありました新規補助金について、慎重に審議を行った結果、別紙のとおり答申いたします。

令和8年度

新規補助金審査結果について

国分寺市補助金等審査会

令和8年4月27日

令和8年度 国分寺市新規補助金審査一覧

| 審査 番号 | 補助金名称 | 審査結果 |
|----------|----------------------|------|
| 1 | 障害者・障害児の熱中症予防支援事業補助金 | 可 |

国分寺市新規補助金審査評価報告書

| | | | |
|-------|----------------------|---------|--------------------------------|
| 補助金名称 | 障害者・障害児の熱中症予防支援事業補助金 | 補助金交付対象 | 対象団体全般 |
| 担当課名 | 障害福祉課 | 事務事業 | 障害者・障害児の熱中症予防支援事業補助金交付事業に要する経費 |
| 補助金額 | 33,000 千円 | | |

総合評価

| | |
|--------|----------|
| 審査結果 | 可 |
| 【特記事項】 | (特記事項なし) |